

# NEWS Letter

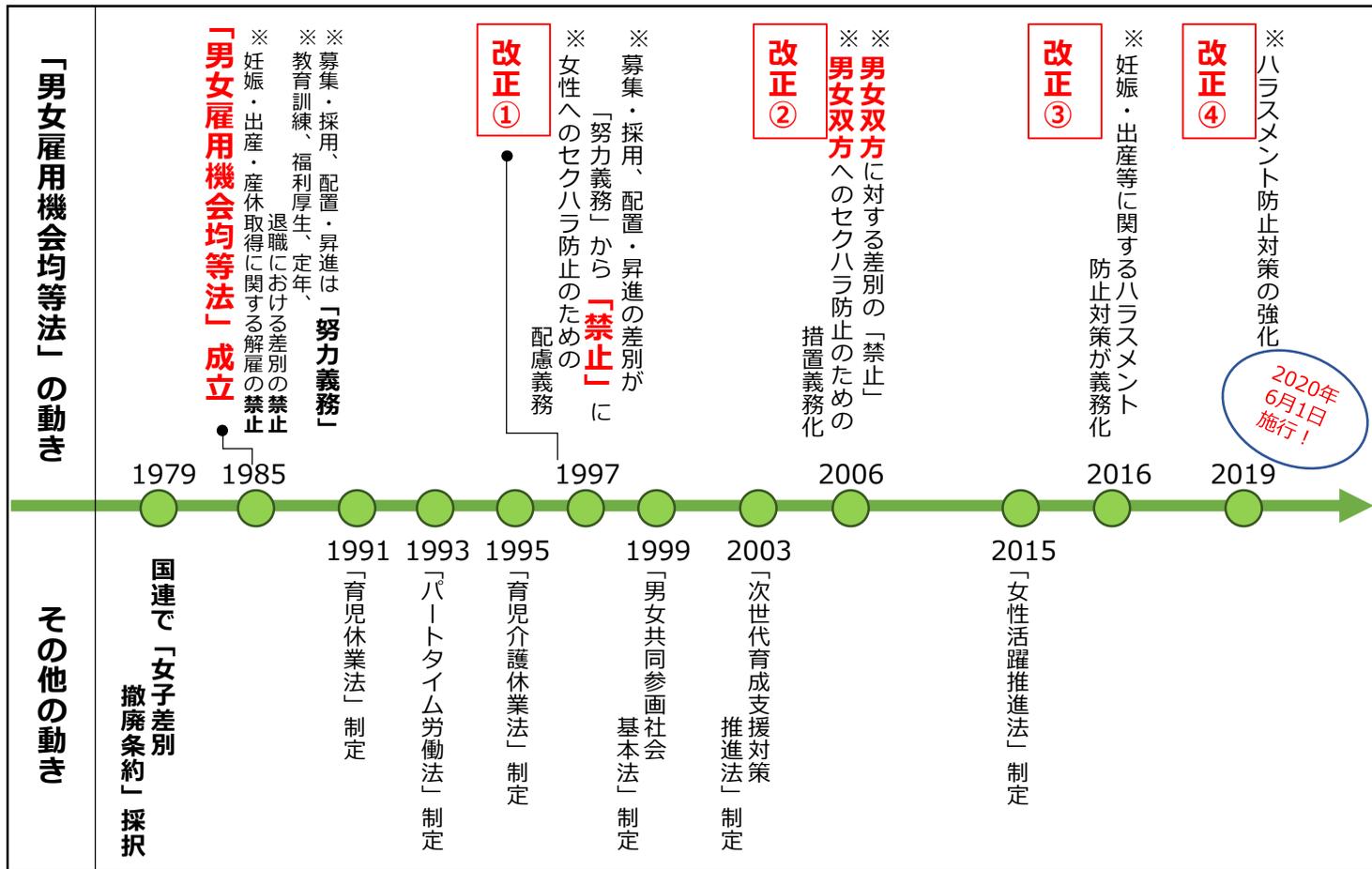
2020  
特別便  
No.222

## 男女雇用機会均等法35年

今年は、雇用の場における男女平等を定めた「男女雇用機会均等法」の制定35年の記念の年です。

1979年に国連で「女子差別撤廃条約」が採択され、世界では男女平等の達成に向けた動きが活発化していました。日本でも女子差別撤廃条約批准のための国内法整備のひとつとして、「男女雇用機会均等法」が1985年5月17日に成立しました。制定35年を機に、男女雇用機会均等法のあゆみを振り返りたいと思います。

制定当初は、定年や退職は差別禁止としたものの、「募集・採用、配置・昇進」については努力義務とされており、男女差別禁止とまでは至りませんでした。しかし、その後の改正で努力義務とされていたものが「禁止」規定となり、禁止の対象は女性のみから「男女双方」へと拡大されました。セクシュアルハラスメントや妊娠・出産に関するハラスメント防止対策の強化も義務付けられるなど、現在のかたちとなりました。



### 「均等法の母」赤松良子さん講演会

労働省婦人局長として男女雇用機会均等法の成立に尽力されたことから「均等法の母」と呼ばれる赤松良子さんの講演会を開催します！

赤松さんは国連で「女子差別撤廃条約」が採択された際にも日本の代表団として出席し、賛成の投票をしました。

5月9日（土）  
13:00～15:00  
会場：クローバープラザ  
参加無料



申込みはこちらから

